

広域農業用水適正管理対策事業	事業主体 県 市町村 土地改良区	(計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を目的とするもの。

事業の内容

次の(1)及び(2)に該当する農業水利施設の撤去を行う。

- (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

採 択 要 件

次のすべての要件に該当するものであること。

- (1) 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- (2) 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
 - ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
 - イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

事 業 主 体

県、市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	広域農業用水適正 管理対策事業	※1	※2			※1 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率を適用。 ※2 国庫負担率外の負担割合については、「ため池等整備（農業用河川工作物等応急対策）」の負担割合の区分に基づき要件を決定し、国のガイドラインにより負担割合を算出する。